

職員の任用に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

競争試験実施の不特定多数の者への告知について、近年の当該試験における受験者のインターネット利用状況等を踏まえ、県公報による公示によらず、県のウェブサイトへの掲載を主たる方法とすることができるよう所要の改正を行う。

2 改正の内容

競争試験の主たる告知方法について、県公報による公示から、インターネットの利用へ変更する。(規則第 21 条)

3 施行期日

令和 8 年 7 月 3 日